

○浅麓環境施設組合職員の特殊勤務手当に関する条例

平成19年3月30日

条例第2号

浅麓環境施設組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和58年浅麓環境施設組合条例第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項及び小諸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年小諸市条例第26号。以下「条例」という。）第20条の2の規定により、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

（特殊勤務手当）

第2条 特殊勤務手当は、待機手当とする。

（特殊勤務手当の支給範囲及び額）

第3条 前条に規定する特殊勤務手当の支給範囲及び額は次のとおりとする。

- （1）待機手当は、浅麓汚泥再生処理センターに従事する職員のうち、午後10時から翌朝午前6時30分までの間、待機を命ぜられた職員に対し、1回につき1,200円を支給する。
- （2）前号の規定にかかわらず、12月29日から翌年1月3日までの間に待機を命ぜられた職員の待機手当は、組合長が別に定めることができる。

（特殊勤務手当の支給方法）

第4条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料支給日に支給する。

（補則）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。